

論 説

国際金融システム
—— グローバル・2国モデル

紀 国 正 典

I はじめに

IMF体制の崩壊以降、近年、金融のグローバリゼーションと表現される地球規模の金融一体的現象やEU金融統合の進展などの金融統合現象が発生している。現代の国際金融は新しい局面を迎えたのである。これにあわせて、この方面の研究も、ますます盛んになっている。

本稿の課題も、この金融のグローバリゼーションや金融統合をどのように、どのような方法で、そしてどのような基準で、理解・評価すればよいのか、ということである。このためのアプローチとして本稿が採用したのは、国際金融のはたらきを個別的機能としてではなく、総体的・有機的な一つのシステムとしてとらえる方法である。つまり、国際金融システムとしてとらえ、そしてこのシステムとしての機能、構造、特徴、発展、運動から説き起こすことによって、この総体的システムの一つの運動現象として金融のグローバリゼーションを理解しようとするものである。

ところで、金融グローバリゼーションを自然的・自動的な一体化法則であるかのごとく把握する論調もあるが、本稿は、国民金融システムの複合体としての国際金融システムの矛盾から、すなわち国民金融システムの対立と競争の産物として金融グローバリゼーションを理解する立場をとるものである。この立場からは統合化とブロック化の同時進行現象を説明することができる。¹⁾

複雑で錯綜した現代の国際金融システムをわかりやすく研究するためにさま

ざまな方法が考えられるが、ここでは抽象的・理論的な段階から具体的・現実的段階へと考察をすすめる方法をとりたい。この方法を用いれば、複雑な対象物を簡潔、明瞭、純粹に解明できるからである。

本稿において、抽象的・理論的な段階で、国際金融システムの基本的枠組みと特質を解明することから始める。このあとの稿で、さらに具体的な国際金融システムの構造と機能様式、運動形態の解明を予定している。

金融や国際金融の評価は、金融の公共性や国際公共性基準に依らなければならない。このため金融のグローバリゼーションとこれによって変化させられる制度的枠組みが、金融の公共性や国際公共性の水準を高める方向に向かうのかどうかの検討が不可欠である。ここまで行き着くかどうかは今後の研究の進展状況によるが、そこまで進んで初めて金融のグローバリゼーションの評価が可能になる。

以下、Ⅱでは、国際金融機能を簡単に説明し、Ⅲでは国民金融システムの基本構造を解明し、Ⅳで、国際金融システムの基本的特質をグローバル・2国モデルで検討する。

Ⅱ 国際金融機能

国際金融システムは、人類の創り出した組織的で巨大な経済的造造物である。しかし同時に、われわれの眼には、その巨体を持て余している混沌とした姿が映しだされる。なぜなら国際金融システムには、それらを統一的に管理する国際金融制度が存在しないからである。そしてこれが、国際金融システムに内在する基本的矛盾といえるものである。ここで「システム」という概念（用語）を使ったが、これは例えばある経済的組織体において、それを構成する部分がそれぞれの自立的な役割を果たし、さらにこれらの様々な部分機能が、相互に作用・反作用的な影響を及ぼしあいながら、有機的に連関して全体としての秩序だった動きを示す場合に、この機能体系のありさま全体を表現するために使用することにする。システムには、制度的システムと非制度的システムが存在する。制度的システムとは、システムの作用や機能の方向性が、ある一定のルー

ルや規則、規範や慣例によって拘束的に制御されている場合のシステムである。この一定のルールや規範、規則を確定的に定めているのが制度であって、それゆえ制度的システムは、固定的・保守的秩序の強い様式となる。これに反して、非制度的システムとは、そのような制度が存在しないか、あるとしても拘束力が弱い場合のシステムであり、そのときどきの状況によって変化する流動的な秩序様式をもつ。この両者を分けるのは、制度的拘束力の強弱性だけであり、両者の中間形態には様々なシステムが存在する。国際金融システムは、非制度的システムの領域に属するシステムであり、その代表格ともいえる。われわれの眼に「混沌とした秩序」と見えるのはこのためである。²⁾

国際金融システムは、国際金融機能を遂行できる世界的なシステム体系である。けれども、この国際金融システムと国際金融機能を検討するためには、ある二つの国の国民金融システムとこの二つの国民金融システムだけで構成される抽象的・一般的な国際金融システム・モデルを前提にすればよい。

なぜなら、第一に、どのような国際金融取引であっても、基本的に、取引の両極に位置する2人の当事者が存在すれば取引は成立するので、その当事者の所在する2ヶ国があればそれで十分であるからである。第2に、2国モデルという最も基本的で簡単な形態に抽象化させることによって、国際金融機能と国際金融取引、さらに国際金融システムを、簡潔、明瞭、純粋に解明できるという積極的意義があるからである。したがって、第3に、この2国モデルは、ある特定2ヶ国間の現実の国際金融取引や国際金融諸関係を表しているのではなく、いろいろな国の間で発生しているさまざまな取引や国際金融諸関係をすべて2国モデルに抽象的に集約させ、これに代表させたものである。これは現実の国際金融システムの量的な意味での抽象的グローバル・モデルといえる。第4に、国際金融システムとして最も高度に発展したモデルを想定していることである。すなわち、2国間において資本移動や為替管理さらに金融機関の参入・移動については、まったく自由化されている。このような利用参入の完全自由化を仮定することによって、国際金融システムと国際金融諸関係を純粋に高度な形で検討することができる。これは国際金融システムの質的な意味での抽象的グローバル・モデルといえる。

この国際金融システムのグローバル・2国モデルにもとづいて、A国、B国というある2国の国民金融システムと国民経済を想定し、その基本的仕組みとそれら相互の金融・経済諸関係を図式化したものが、第1図である。A、B両国ともに、高度な水準ではなくても一応の近代的な金融・銀行制度が発達している国であると仮定しておこう。

この図を参考に、今後、全体としての機能的総体である国際金融システムの検討に移るのであるが、その前に、国際金融機能を個別的に明らかにしておくなければならない。

国際金融機能が必要とされるのは、AB両国の国民経済の間で経済交流が開始され、国際経済取引が行われるようになったからである。両国間の経済交流と国際経済取引が盛んになればなるほど、国際金融機能の必要度は増す。

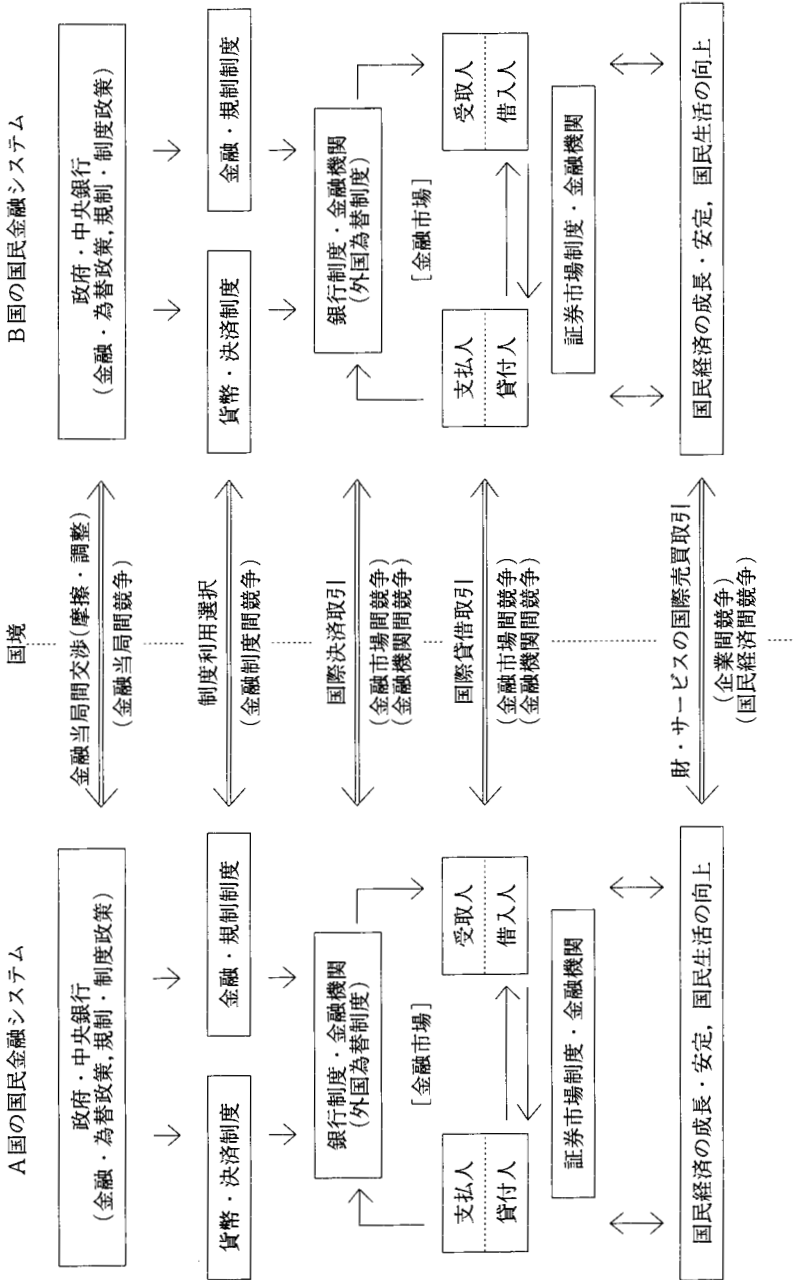
この国際経済取引には、第1に、国境を越えて財やサービスの移動（輸出入）をおこなう取引があるが、これが国際売買取引である。第2に、国境を越えて資本の移動（貸借）を行う取引があるが、これが国際貸借取引である。国際収支上では、第1は、経常取引であり、第2は、資本取引である。

ところで、第1の国際売買取引と第2の国際貸借取引のどちらの経済取引も、支払い（決済）行為が必要であり、支払いを受ける側からみればこれは受取行為となるが、これが実行されないとこの経済取引は終結・完了しない。前者の国際売買取引は財・サービスの移動の方向とは逆の方向に支払い行為が必要となるが、後者の国際貸借取引は、資本移動の向かう方向にそって、支払い行為が必要となる。後者はさらに、貸借取引であるので一定時間の経過後に、返済・還流という逆方向の支払い行為を必要とする。国際金融機能の第1の機能は、これらの国境をこえた支払い行為が安全、確実、そして円滑に実施されるように取り運ぶことであり、国際決済機能と呼ばれる。

国際金融機能の第2の機能は、上に述べた国際貸借取引そのものに関しており、この取引を構成する国境をこえた貸付行為（借入れ行為）と返済行為が、安全、確実、そして円滑に実施されるように取り運ぶことである。

国際決済機能と国際貸借機能を国際金融機能として一括して説明したが、両者は異質の経済機能であって、実際の機能上でも、さらにこの機能を理解する

第1図 国際金融システム（グローバル・2国モデル）



うえでも、分離して考えることが必要である。これは決済機能と貸借機能がそもそも異なる経済機能であることから当然に導きだされることである。

支払い行為は、富や労働生産物の一般的等価物である貨幣が、その所有権の移転をとめない、引き渡されることである。これに対して、貸借行為は、一定期間の後に貨幣形態で返済されることを条件にした貨幣の前貸しなので、貨幣の利用権の引き渡しということになる。

ただし、信用制度の高度に発達した現在では、実際の作用場面で、この両者の経済機能は深くからみあっている。この両者は、お互いの機能を相互に補完し合うだけでなく、それによってお互いの機能を増幅させるのである。例えば、銀行の貸借機能として銀行が顧客から預かった要求払い預金口座は、口座からの払い出し（支払い）と口座への振込み（受取り）という操作を行うことによって支払い機能に利用され、より安全で効率的な決済機能の高度化に役立つ。反対に、顧客の支払い準備金として要求払い預金口座に滞留した資金は、無利子や低い利子の低コスト資金として銀行の貸付に回され、銀行による信用創造と収益の源泉になる。銀行は、決済機能と貸借機能を合わせて遂行することを許された金融機関である。国際的側面に関しても、外国為替制度や貿易金融制度などは、国際決済取引と国際貸借取引がからみあって作用する典型的な事例である。また、伝統的な国際金融センターが、外国から支払い準備金として預け入れられて集積・滞留した短期資金を、長期の対外投資に振り向ける作用を果たしてきたことも、国際決済機能と国際貸借機能の相互補完関係を示す歴史的事例である。

以上の国際金融機能が首尾よく働くことができるためには、すなわちその機能が遂行されるためには、まず最初に、この取引行為の当事者の登場を願わなくてはならない。

例えば、A国からB国への支払い機能が実行されるためには、A国には、財・サービスの購買（輸入）や貸付のために支払いを必要とする支払い人が登場し、B国には財・サービスの販売（輸出）や借入れのために代金の受取りを必要とする受取人が登場する。逆に、B国からA国への支払い機能のためには、B国に支払い人が、A国には受取人が現れる。またA国からB国への貸

借機能が実行されるためには、A国に貸付人が、B国に借入れ人の登場が必要となる。逆にB国からA国への貸借機能のためには、B国に貸付人、A国に借入れ人が登場する。これらの当事者間の契約行為によって、さらにその契約の履行行為によって、これらの取引は完結する。

これらの取引の特性を考えるうえで第1に重要な点は、取引行為のそれぞれにおいて相対する当事者がそれぞれ異なった国の金融主権と金融制度の下に属していることであり、それゆえこの両者の間の取引は国境を越えた取引ということ、さらにそのことはそれぞれの国からみて自国主権の及ばない相手当事者と取引が成立しているということである。そして、このことが上の金融取引を国際金融取引たらしめる最も基本的な属性となる。

何が国際金融取引であるか、そして何をもって国際金融取引と認めるかについて、すなわち金融取引の国際性基準については、実際には、資本移動の自由化とそれによって引き起こされる国内金融機能と国際金融機能の融合につれて、実務的にも経済的にも、さらに経済政策上の取扱についても、実に複雑になりつつある。しかし、理論展開のこの段階では、最も基本的な基準であるところの、国境をこえて非居住者相手に金融取引がおこなわれたこと、つまり為替管理上の居住性基準に求めておこう。³⁾

以上のように、国際金融取引の当事者は、国境をはさんで両国にまたがり、両国の居住者によって構成されている。

しかしながら、国際金融取引の特性として第2に重要なことは、国際金融取引が遂行されるためには、全体であれ部分であれ、いずれかの国の国民金融システムが利用されなければならないということ、このため両当事者に、どの国の国民金融システムを利用するかということで、競争・対立関係が生じるということである。

たとえば、A国からB国への支払い機能のためには、A国の国民金融システムを利用する場合とB国の国民金融システムを利用する場合の二つの方法がある。B国からA国への支払い機能の場合も同様である。またA国からB国への貸借機能のためにも、A国の国民金融制度を利用する場合とB国の国民金融制度を利用する場合の二つの方法がある。

国際金融取引のこれらの二つの基本的特性は、指摘するまでもない当然のことであるが、国際金融システムに固有の不安定性、さらにシステムとしての運動法則の根底を形成する要因である。

Ⅲ 国民金融システム

国民金融システムが国際金融機能を遂行できるのは、すでに、国民金融システムが支払い・貸借機能を、その国内金融機能の主要要素として備えているからである。

先にも述べたように、国民金融システムの構造的仕組みを最も基本的な骨格に単純化して、A B 両国の国民金融システムについて図式化したものが第1図である。これを参照して、国際金融システムの構成部分について、考えてみよう。

ある一国の国民経済においては、富の生産と再生産、交換、流通、分配などの経済諸活動、そして消費活動が日々繰り返されている。これらの経済諸活動が円滑に営まれるためには、個人（家計）、企業、政府などの個々の経済単位が相互に財、サービスを交換したり税をおさめたり、日々膨大な支払い活動を行うことが不可欠である。さらにこれらの経済単位が相互に余剰な貯蓄を貸借しあうことによって、当面使用されない生産物の効率的な利用やそれらの集積による高度な使用を図り、経済諸活動を発展させることができる。

国民金融システムの基本的目標（機能）は、より効率的で公正な、さらに安全で安定した貨幣・金融機能を社会に提供し、これによって発生した利益を社会に還元することによって、国民経済の成長、安定、発展、および国民生活の向上という国民経済利益を最大限に高めることである。そしてこの目標を実現できる金融システムを設立することが、「金融の公共性」の課題である。

国民金融システムが有効に働くためには、さまざまな部分装置がそれぞれの部分機能を果たすことが必要であり、それらの相互に関連した総体的機能として、国民金融システムはシステムとしての総合力を発揮することができる。国

民金融システムの部分機能を担当する部分装置を国民金融要素と呼ぶことにしよう。国民金融要素は、国民金融要素制度と国民金融要素機関という機能的に異なった2つの要素によって構成されている。国民金融要素制度とは、国民金融システムの働きを秩序づけ、それを一定の方向に制御するさまざまな運営原則や原理、規則・規範などのことである。国民金融要素機関とは、制度によってその存在と任務を与えられ、その運営原則に従って業務を執行する組織のことである。

国民金融要素制度をあげてみれば、例えば、国民貨幣制度、中央銀行制度、国民決済制度、銀行制度、信託制度、短期・長期金融制度、外国為替制度、貿易金融制度、証券市場制度、派生金融商品制度、規制・監督制度、などがある。

これらの主要な金融要素制度に加えて、副次的要素制度として、税制度、会計制度、情報公開制度、統計制度、企業規制制度、独占規制制度、労働技能や慣行、倫理的社會慣行や社会的倫理水準などがあり、これも前者に負けず劣らず場合によっては前者以上に、国民金融機能に多大な影響力をもつ。国民金融要素機関は、機能上、公的機関と金融機関に分けなければならない。代表的な公的機関は、中央銀行や大蔵省などの政府・官僚組織である。金融機関は、最前線で直接に金融業務に携わる組織のことである。銀行や証券会社、貯蓄金融機関、広くみれば保険会社も含められる。この組織形態には、株式会社形態で営利法人として業務を執行するものや、国営機関やその中間形態にあるものがある。

国民金融システムの有機的な内部構造をより簡単に把握するためには、主要要素を取り出し、それらを立体的・次元的に把握する方法が有用である。なぜならこの方法によって、この諸要素の国民金融システム内での与えられたそれぞれの役割と機能上の位置関係、およびそれらの相互関係を簡潔に明らかにできるからである。国民金融システムは4次元的に把握することができる。例えば、点のごとくに自由に移動可能なのが個別経営単位である金融機関である。これらの金融機関が集合・連関して集団的な機能性を発揮するのが平面的な存在に当たる金融市場である。これらの運動を上からあたかも立体的な枠組みであるかのように制御しているのが制度であり、さらにその上に特別な存在にあ

るのが金融主権を有する金融当局ということになる。専門用語の使用方法とは少し異なるが、ここでは「次元」という用語を、国民金融システムを構成している主要要素について、それらの存在形態と作用様式の違いを立体的・空間的に表現するために使用するものとする。なお第1図は、このような考えで、国民金融システムの構造的仕組みを最も基本的な骨格に単純化し、A B 両国の国民金融システムについて図式化したものである。⁴⁾

一国の国民金融システムの頂点には政府・中央銀行等の公的機関が位置し、対内的にも対外的にも金融主権を行使する。金融主権とは、一国の通貨・金融制度全般を、その国固有の様式と方法で、一元的・独占的・強制的に支配・管理することができる国家権限（公権力）である。この金融権限は、ひとたび国境をこえると、まったく無力になるが、国境内においては、すなわち主権の行使される領域内においては絶対的に作用し、国民金融制度にたいして絶大な影響力をもつ。金融主権の絶対的適用下にあるため、国民金融制度の領域内では、すべて同一のそして共通のルールや制度運営方法が適用される。

対外的には、金融主権は、それに国民の意思が反映していようといよまいと、国民的金融利益の擁護者として、他国の権力や他国の介入を排除する国家権限として作用する。さらにこのような消極的役回りだけでなく、金融主権は、積極的に、国際社会のさまざまな舞台上で国民的金融利益の代表者として行動する。各国の国民的金融利益が対立・衝突する局面では、その調整役としての行動も求められる。この際の対外交渉能力や後ほど述べる国際金融権能力に対応して、金融主権間の従属関係や協調関係が発生する。

公的機関の対内面の主要業務は、それぞれ重複・関連しているが大きく2つの側面に分けることができる。国民貨幣管理業務と金融制度管理業務である。

前者は、国民金融システムの基盤的手段である国民貨幣を発行・管理・調節するものである。中央銀行が独占的発行権限をもっている銀行券（不換銀行券）は、その国においては第一義的な貨幣手段、現金であり、これが国民貨幣として、富や労働生産物の共通の価値基準としての地位、すなわち国民本位としての役割を果たす。本位といっても、労働生産物である金がその地位を占めていた金本位制のような実質本位制ではない。銀行券は不換銀行券であって、額面

どおりの労働コストが投入されているわけではなく、形式本位制である。本位としての安定性・確実性は、通貨当局の政策能力と裁量、および国民金融システムと国民経済の安定性にかかっている。この点で国民金融システム本位性ということもできる。しかし、形式本位であっても、この国で中央銀行券は国民本位として絶対的に機能するのであって、国民的価値尺度機能を十分に果たすことができる。ただし、これは金融主権の及ぶこの国の範囲内でのことであり、他の国でも制限なく本位として機能できるわけではない。すなわち国際金本位制の時代の金のように共通貨幣として世界を自由に歩き回るような国際本位ではないのである。国際的な共通貨幣制度が創設されない限り国際金融システムはさまざまな国民本位の複合体でしかない。このように形式本位、国民本位である国民貨幣と貨幣制度であるが、これにともなうコストを負担するならば、それを非居住者（金融主権の範囲外の居住者）が利用することは可能である。このコストには、自国で通用しない外国貨幣を自国貨幣に交換する場合に、自国貨幣の手取り額が減少して損失をこうむる可能性（為替リスク）や交換手数料、さらにインフレによって価値が目減りするインフレ・コストなどがある。もちろんこのコストが高つく場合にはそれを利用しない自由もある。⁵⁾

国民貨幣は、国民的価値尺度手段、国民的支払い手段、国民的価値保蔵手段としての役割を果たす。国民的価値尺度手段とは、この国で行われるさまざまな経済行為や取引に際して共通の計算単位として使用されることである。支払い手段には、財貨の売買に使用される流通手段としての役割と、債務者から債権者への支払いに利用される場合があるが、ここではそれらを一括して支払い手段機能としてまとめることにする。価値保蔵手段とは、富の蓄積・貯蔵に使用されることであるが、前述した国民貨幣の形式本位としての性格から完全なものではない。中央銀行券の支払い機能も価値保蔵機能も、決済制度や銀行制度（預金制度）の発達によって役割を縮小しつつあるが、第一義的手段であることに変わりはない。

これらの国民貨幣を使用して国民経済活動が営まれるのであるが、中央銀行は銀行や金融市場を通じてこれらの供給と貸付をおこなう。このときの量的調節や貸付金利（公定歩合）の調節を行う金融政策によって通貨量や金利水準一

般に影響を及ぼし、通貨の安定や国民経済活動の安定調整を行う。また銀行にたいして自国通貨を対価に外貨を買ったり、売ったりして外貨との交換相場（為替相場）の安定操作をおこなう。さらに中央銀行は、銀行が中央銀行に預け入れた預金準備口座の振替操作によって、銀行間送金や銀行間の支払い業務をおこない、国民経済制度の要としての役割を果たす。また独占的発行権限を背景に銀行に対して「最後の貸し手」として機能する。

ところでもう一つの公的機関の主要業務は、金融制度管理業務であった。これは、金融制度全般の管理をおこなう業務であり、規制・監督業務と制度政策業務に分けることができる。前者は、金融の安全性・健全性を確保し、金融秩序の維持を図るために金融機関の業務に対して規制・監督をおこなうものであって、制度運営の管理者としての業務である。後者は、制度の有用性・適切性を調査・監視し、制度改革の企画・立案・実施などをおこなうものであって、制度政策の遂行者としての業務である。もちろん通常、制度改革は国民的議決機関に提案されここで最終決定されるものであるが、公的機関は制度運営情報と実務の主導権を握っているので事実上の大きな権限を有している。

国民金融システムの機能水準は、先にも述べたように、要素機関と要素制度の総合力によって決定されるが、そのかなりの程度は、金融制度の統治者たる金融当局の政策・行政能力や制度管理・改革能力によって左右される。公的機関の業務態様とその枠組みを定めるのが金融行政制度である。国民金融制度は貨幣・金融制度一般とそれを管理する金融行政制度に分けることができるが、金融行政制度は制度一般を管理するとともに、それ自身が制度である特殊な位置にある。この特殊な位置のため、国民金融制度のひとつの構成要素ではあっても、もっとも重要で影響力が決定的に強い制度となる。第1図では、金融行政制度については直接に図示しなかったが、この枠組みの下で実施される政策業務を金融政策・為替政策と規制政策・制度政策として表示することにした。第1図の、金融主権から下へ向かう矢印は、対内面における金融主権の行政権限と政策作用が及ぶ筋道と方向を示したものである。

公的機関の業務執行に対する国民的規制と監督の方法も、金融の公共性を保証するための1つの重要な国民金融要素制度であり、前述した制度リストに加

えられなければならない。この国民的規制制度には、議会制民主主義を通じた間接的なものや、情報公開による一般的なもの、さらに国民代表の直接参与によるものなどの方法がある。しかし、制度改革の強大な権限をもっている公的機関も自らに対する規制には消極的になる傾向があり、「規制者に対する規制」の構造的弱点とこの克服が万国共通の課題となっている。

貨幣・金融制度一般を、本稿では、貨幣制度・決済制度と金融制度・規制制度に分離して示すことにした。そして前者は主に国民決済機能に関係する制度として取扱い、後者はそれ以外の規制制度もふくめた制度全般、および国民貸借機能に主に関係する制度を表すものとして取扱うことにする。これは後ほどみるように、決済機能と貸借機能がそれぞれ別の国によって行われるという新しい事態に対処するため、主に国民決済機能に関係する制度と主に国民貸借機能に関係する制度を分離して考察しなければならなくなったためである。しかしながら、前述したように、諸制度はそれぞれが相互に密接に重なったり、関連しあって総合的な機能を発揮しているのであって、とくに何かの機能のためだけの制度として特定することには困難をとまなう。例えば、中央銀行による通貨量調節政策は銀行の貸借活動に影響を与えるので、決済活動だけに関係した制度として扱うことには無理がある。また銀行に対する規制政策は、銀行による決済機能のコストや手数料にも影響を与える。とりわけ決済機能と貸借機能の両方を担い国民金融機能の中軸にすわっている銀行制度は、上で分離した両方の制度に関係した制度である。ここでは、あくまで機能上の違いを明示するために、決済関連制度と貸借関連制度に便宜的に分離して表示したものと取扱う。

以上の行政的・政策的・制度的枠組みの下で、金融機関によって国民的金融機能が遂行される。第1図の、制度から下に向かう矢印はこれらの作用が及ぶ筋道と方向を示している。

金融機関は国民決済機能と国民貸借機能をこれまで述べた制度的枠組みに従って遂行する。国民決済機能は、中央銀行券を第一義的手段としているが、より効率的な決済制度が、銀行によって、そして中央銀行を頂点とした組織的な決済網によって、整備されている。支払い人と受取人が同一銀行に当座預金など

の要求払い預金口座を保有している場合には、支払いは支払い人の口座の引き落とし（払い出し）と受取人の口座への入金（振込み）という振替操作で簡単に済む。両者の取引先銀行が異なる場合には、手形交換所などで銀行間債権・債務の相殺が行われたあと、この差額が中央銀行による預金準備の振替操作によって決済される。外国為替制度は、銀行が外国との支払い業務を仲介するものであるが、銀行によって自国貨幣と外国貨幣の交換業務が銀行間、そして顧客間で行われるものである。

国民貸借機能は、銀行や証券会社、その他金融機関によって行われる。銀行は、前述したように、決済機能と貸借機能を合わせて遂行できる金融機関である。決済制度の安全性・健全性を確保するために、この機能だけを別企業に分担させることも可能である。なお、ここでは銀行と証券会社というように分離して表現したが、これらが別企業の場合もあれば、いわゆるユニバーサル・バンキング制度のように同一企業の場合もある。第1図では、貸付人と借入人の間が双方向の矢印で結ばれているが、これは貸付（証券購入）と返済（証券償還）の反対方向の貨幣の流れを表すためである。

銀行は、間接金融方式で貸借機能を遂行する。間接金融とは、銀行に預金として集中された資金が、銀行の責任とリスク引受で貸出に回される金融形態である。預金者は、自分の預け入れた資金の貸付けに介入することはできない。その資金の自由な運用を委ねることによって、運用に伴うリスク（損失）を銀行が引き受けたからである。預金者は、せいぜい、自分の資金の行き先を知ることができるのが関の山であるが、銀行情報公開制度の遅れている国が大半であるから、おそらく、それもかなわないであろう。⁶⁾

証券市場を経由して貸借機能がおこなわれるのが、直接金融方式である。直接金融方式とは、借入れ人が証券を発行し、投資家はその自己責任とリスク負担でそれを購入することによって、投資家から借入人へ直接に貸借としての資金移動が行われる金融形態である。金融機関は、発行証券の引受、流通証券の購入そして投資家への販売等の、借入人と投資家の間を仲介する業務をおこなう。

支払い機能も貸借機能も、単一の金融機関の仲介によってだけでなく、利用

者や金融機関の自由参加，自由選択による集团的・共同的仲介方式によって遂行される。この共同的機能がおこなわれるある地域的範囲の場所が金融市場である。金融市場には，金融機関が自由選択により相互に利用し合う金融機関間市場（卸売り市場）がある。ここで企業や個人などの顧客との取引で生じた過不足の調整や共同取引の相談などがおこなわれる。さらに，企業や個人も，ある地域的範囲内で，自由選択により，金融機関を利用できるし，あるいは組織的な仲介制度を利用することもできる。前者が店頭市場で，後者が取引所市場である。なお，ここでは金融市場という用語を，長期資金調達のための資本市場もふくんだ金融・資本市場の意味で，広義に使用することにする。

国民金融システム内で，金融要素はそれぞれ相対的に独自の存在でありながらも，お互いに連関している。この要素連関には，縦と横の連関がある。横の要素連関の代表は，先に述べた市場機能である。縦の連関とは，次元的に異なったものの連関であり，例えば，これまで何度か言及したように，すぐれた政策や制度が金融市場や金融機関の効率や安全性を高めたり，逆に効率的で健全な金融機関経営が金融市場，そして金融制度の信頼性・安定性を確実にするなどの例である。これらは好ましい要素連関の例であるが，もちろん望ましくない要素連関の場合もある。

同様に，当然なことであるが国民金融システムと国民経済も強く連関している。すぐれた国民金融システムが国民経済の成長・安定・発展に寄与することについては前述したが，この逆に国民経済の成長・安定・発展が国民金融システムの信頼性と安定性を確かなものにするのである。好ましくない経済連関の例としては，金融システムの失敗が国民経済の不安定性を拡大したり，逆に国民経済の停滞が金融システムの破綻をもたらすなどである。第1図でとくに双方向の矢印を用いたのはこれらの連関の強さを示すためである。⁷⁾

一般的に国民金融システムの説明をしてきたが，国民金融システムに同一のものではなく，例えばA国特有のもの，あるいはB国特有のものと，それぞれ固有性をもっている。⁸⁾

IV 国際金融システム

先に、国際金融取引の二大基本的特性について述べた。すなわち第1に、取引行為のそれぞれにおいて相対する当事者がそれぞれ異なった国の金融主権と国民金融システムの下に属していること、第2に、取引行為が遂行されるためには、全体であれ部分であれ、いずれかの国の国民金融システムが利用されなければならないということである。これらの基本的特性から、抽象的・理論的段階でみたところの、国際金融システム（2国モデル）の二つの構造的特質が導き出される。これは今のところ抽象的・理論的段階での特徴とはいえ、潜在的可能性として現実の国際金融システムを動かす要因となる。

構造的特質の第1は、複合的性格であり、国際金融システムが異なった金融主権と国民金融システムの複合的構成体であるということである。第2は、競争的性格であり、国際金融システムが異なった金融主権と国民金融システムの競争的構成体であるということである。

前者の特徴からみてみよう。

仮に、A国に所在する国際金融取引の当事者を甲とし、他方、B国に所在する国際金融取引の当事者を乙としてみよう。

もし、甲と乙が同一の金融主権と国民金融システムの下に属している場合、その両者の金融取引についてみてみると（すなわち国民金融取引ということになるが）、甲と乙ともに同一の金融主権の適用下にあり、そのことによって両者に共通の取引方法とルール（国民金融制度）が無条件・絶対的に適用されることになる。甲と乙の金融取引を制御するシステムは、単一であり統一的である。単一の金融主権が国民金融制度とその機能様式である国民金融システムを統一的に管理・制御する。

ところが、甲と乙がそれぞれ異なった国の金融主権と国民金融システムの下に属している場合には、この両者間の取引を管理・制御するための統一システムは存在しない。冒頭にも述べたように、国際金融システムには、国際金融取引を統一的・一元的に管理・制御する国際金融制度は存在しないのである。甲

と乙の国際取引を遂行させるシステムとして甲と乙の前に存在するのは、甲の所在する A 国の金融主権と国民金融システムおよび乙の所在する B 国の金融主権と国民金融システムである。甲と乙の取引はこれらの金融主権と国民金融システムが担う国際金融機能によって、可能とさせられる。

このように国際金融システムは、国民金融システムによって構成されたものとしての複合的構成体であるが、その複合的性格は二つに区分して考える必要がある。

国際金融システムの根底にあるのは、すなわちその基底的構造を形成しているのは、それぞれの国民金融システムを統括している金融主権の複合性である。国際金融システムは、それぞれ独立して自立し、お互いに介入・干渉を排斥し合う分裂した複数の絶対的な金融権限（現在のケースでは、A 国、B 国の金融主権）によって構成されている。ある国でどのような金融運営が行われていようと、どのような金融制度が実施されていようと、別の国がそれに介入・干渉できる権限は存在しない。また当然のことであるが、A 国の金融当局が、B 国に所在する金融機関や企業に対して、命令や行政指導などの直接の金融権限を行使することはできない。さらに国際金融システムは、それぞれの国民的金融利益や国民経済利益を極大化しようと行動する利害の分裂した金融主権によって構成されている。

国際金融システムは、このような金融主権によって構成され、それぞれの独立した働きの総和として機能する。このような複合的性格を国際金融システムの基底的複合性と呼ぼう。

次に、国際金融システムは、上述した基底的複合性の派生的結果として、それぞれ異なった方法と様式を備え、それぞれの国固有の機能を付与された国民金融要素制度や国民金融要素機関によって構成されている。

例えば、決済機能に必要な金融要素としては、貨幣制度、中央銀行制度、決済制度、銀行制度、規制・監督制度、そしてこれらの実行機関として銀行や中央銀行、規制・監督機関などがそれぞれその機能を発揮するが、国際決済機能の場合には、貨幣について、A 国の国民貨幣制度と B 国の国民貨幣制度という複数の金融要素が存在し、同様にその他の要素についても、それぞれ A 国

様式とB国様式の複数の制度やA国籍とB国籍の複数の機関が存在することになる。

さらに、国際貸借機能についても、銀行制度、証券制度、規制・監督制度さらに金融機関や規制・監督機関などについて、A国様式とB国様式の複数の制度やA国籍とB国籍の複数の機関が存在する。

国際金融システムは、これらの異なった種類の国民金融要素制度や国民金融要素機関の機能系列の組合せによって機能する。このような複合的性格を国際金融システムの派生的複合性と呼ぶことにする。⁹⁾

制度統合や規制統合の発展によってこの派生的複合性が消失する可能性はある。しかしこの場合でも基底的複合性は残存し、金融主権間の金融イノベーション競争（制度変革競争）が存在する限り、ふたたび新しい形の派生的複合性が復活する可能性がある。基底的複合性が消失するときは、金融の完全統合が実現したときであり、国民金融制度そのものが解消され、一つの世界的な制度に一体化された場合である。この場合、国際金融という概念も消滅する。もちろんこの場合でも、国民金融主権の復活の可能性もある。

第1表は、A国、B国の2国モデルでみた国際金融システムの複合的性格と、その下で作用する国際金融機能を、簡単な一覧表に表したものである。一番上の行にはA国金融主権とB国金融主権を表示し、さらにそのそれぞれの列の下に、それぞれの国の金融要素が羅列してあるが、これを縦に見れば、それぞれの金融要素がその上の金融主権の権限下にあること、およびその派生的結果としてそれぞれ独自の方法と様式にあることを示している。左端の列には国際金融機能を国際決済機能と国際貸借機能に区別して表示したが、ここを横に見てゆけば、例えば国際決済機能に必要な金融要素が複数存在すること、およびそれが複数の金融権限に分裂していることが示される。国際貸借機能についても同様であるが、ただし、この表では純粹の貸借機能に限定したので、貸借機能にともなう貨幣の支払いに必要な金融要素については国際決済機能に示されている

国際金融機能の遂行には、一連の要素制度や要素機関がそれぞれに与えられた役割を系統的に発揮することが不可欠であるが、この系統的な一連の金融要

第1表 国際金融システムの複合性（2国モデル）

国際金融機能 \ 金融主権	A国の金融主権	B国の金融主権
国際決済機能(支払いの方向)	A国の主な国民金融要素制度	B国の主な国民金融要素制度
A国 → B国	貨幣・貨幣制度 中央銀行制度 国民決済制度 銀行制度 外国為替制度 貿易金融制度 短期金融制度	貨幣・貨幣制度 中央銀行制度 国民決済制度 銀行制度 外国為替制度 貿易金融制度 短期金融制度
A国 ← B国	規制・監督制度 A国の主な国民金融要素機関	規制・監督制度 B国の主な国民金融要素機関
	中央銀行・政府 規制・監督機関 A国籍の金融機関	中央銀行・政府 規制・監督機関 B国籍の金融機関
国際貸借機能(貸借の方向)	A国の主な国民金融要素制度	B国の主な国民金融要素制度
A国 → B国 間接金融	長期・短期金融制度 銀行制度 証券市場制度 派生金融商品制度 規制・監督制度	長期・短期金融制度 銀行制度 証券市場制度 派生金融商品制度 規制・監督制度
直接金融	A国の主な国民金融要素機関	B国の主な国民金融要素機関
A国 ← B国 間接金融	中央銀行・政府 規制・監督機関 A国籍の金融機関	中央銀行・政府 規制・監督機関 B国籍の金融機関
直接金融		

素のワン・セットを機能要素系列と呼ぶと、これには国際決済機能の遂行に必要な一連の金融要素を表す決済要素系列と、国際貸借機能の遂行に必要な一連の金融要素を表す貸借要素系列があることになる。これらの機能要素系列に選択・利用される要素制度と要素機関は、それぞれの系列段階で複数存在する。

機能要素系列の選択・利用形態には2つの方法がある。伝統的方法と戦後新しく発生した方法である。

伝統的方法とは、国際金融機能に必要な金融要素、すなわち機能要素系列を、すべて同一の金融主権の支配下から選択する方法であって、これにはすべてA国要素から選択する場合とすべてB国要素から選択する場合の2つの対立する方法がある。

例えば、国際決済機能に必要な金融要素、つまり決済要素系列をすべてA国から選択した場合をみてみよう。

A国所在の甲とB国所在の乙との間で、B国からA国への輸出契約が結ばれる時に（すなわちA国からB国への支払いの場合）、その契約で問題になるのは支払い貨幣、すなわち決済通貨をどちらの国民通貨にするかということである。仮にA国通貨が決済通貨として選択された場合、甲はA国通貨で、すなわち自国通貨で乙への支払いができる。乙はA国通貨という外貨で輸出代金を受け取ることになる。

甲と乙の取引にA国通貨が決済通貨として選択されたことは、単にA国の国民貨幣を支支払いに利用することを選択したにとどまらない。それはA国の国民金融要素制度と要素機関、すなわちA国の国民金融要素が選択されたことである。

甲がA国貨幣を現金で物として乙に送付する支払いの場合には、A国国民貨幣だけが利用されたと考えることもできる。ただし、この場合でもこの国民貨幣を発行・管理している中央銀行や制度を、関連要素制度や機関として利用しているのである。しかし、この支払い方法は、安全性や取扱いコスト、さらに外国為替管理上の問題から特殊なケースしか利用されない。実際には、効率性や安全性上の配慮から、中央銀行制度や銀行制度によって設立・運営されているA国の国民決済制度が、甲による乙への対外支払いに利用されることになる。この送金・決済機能は、銀行業務の重要な柱であり、さらに国民経済の重要基盤条件なので、銀行経営とともに当局の規制・監督制度の下に置かれている。A国の国民決済制度を利用することは、A国の規制・監督制度に服するということである。

甲の乙への支払いにこのA国の国民決済制度を利用するためには、最初に、乙やその取引先銀行であるB国所在銀行が、A国所在銀行に当座預金勘定などの決済用の要求払い預金口座を開設しなければならない。甲が乙へA国通貨建てで支払うということは、甲がA国貨幣をこれらの決済口座に振込むことであり、ちなみに甲が乙からA国通貨建てで支払いを受け取るということは、これらの決済口座から甲へ払出しが行われることである。

乙がA国所在銀行に海外口座を保有している場合には、甲がA国貨幣を乙の決済口座に振込み、乙が甲からのA国貨幣の受取りを確認できれば、それで国際決済取引はすべて完了である。乙が決済口座を開設しているA国所在銀行に、甲も当座預金を開設している場合には、A国所在銀行による簡単な口座振替操作によって支払いは済む。両者の口座開設銀行が異なる場合には、A国の銀行間決済制度を利用した送金手続きが行われる。もし乙が今後A国通貨建ての支払いを予定している場合には、そのままそれをA国銀行に支払い準備金として要求払い預金口座に預けておくであろう。

しかし、乙がB国貨幣を入手する必要があるときや、乙の海外口座がB国政府によって認められていない場合は、A国所在銀行に開設されたB国所在銀行の決済口座がA国貨幣の支払いと受取に利用される。乙がB国貨幣を入手する必要がある前者の場合、乙はA国貨幣をB国所在銀行に売り渡し、A国貨幣をA国に存在するB国所在銀行の決済口座に振込み、これと交換にB国貨幣を受け取ることになる。後者の場合、甲は乙の取引先銀行となっているB国所在銀行の決済口座にA国貨幣を振込めばよい。B国所在銀行はこれと交換に乙へB国貨幣を支払うのである（並為替）。この場合、B国所在銀行はB国貨幣を支払ってからA国貨幣を受け取ってもかまわない（逆為替）。B国所在銀行が決済勘定を保有しているA国所在銀行に、甲も当座預金を開設している場合には、A国所在銀行による簡単な口座振替操作によって支払いは済む。両者の口座開設銀行が異なる場合には、A国の銀行間決済制度を利用した送金手続きが行われる。以上のどちらの場合も、乙はA国貨幣とA国貨幣制度を利用したのであるから、B国貨幣への交換の際の損失の可能性（為替リスク）は、乙が負担しなければならない。A国貨幣とB国貨幣の交換・売買業務はB国の金融要素である外国為替制度によっておこなわれる。外国為替制度は、A国金融システムからB国金融システムへの利用転換機能を果しているのである。

甲の乙へのA国通貨建てでの支払いが一定期間猶予され、取引先銀行がそれを立替え決済する場合に、この与信業務に必要な流動的資金（短期貸付資金）は、A国の貿易金融制度や短期金融制度が提供する。

A国所在銀行はA国籍の銀行とは限らないが、現在のケースはすべてA国金融主権の支配要素から選択されているので、ここではA国籍の銀行のことである。A国籍の銀行とは、A国でA国政府によって設立の認可が行われ、ここに本店が所在する銀行である。この銀行は、専らA国の規制・監督制度と機関によって、その経営方法と様式についての規制と指導を受ける。

乙が甲に支払うとき（すなわちB国からA国への支払いの際に）A国通貨が決済通貨として選択された場合についても、A国の国民金融要素制度や要素機関が総合的に利用されることになることは、以上の説明から自明であろう。なお、これらの取引メカニズムの詳しい説明は次稿に予定している。

次に、国際貸借機能の遂行に必要な要素システム、すなわち貸借要素系列を、すべてA国金融主権の支配要素から選択した場合をみてみよう。

貸借としての国際的な資本移動にも間接金融と直接金融の2種類の方法があることを、まず確認する必要がある。

間接金融とは、前述したように、銀行に預金として集中された資金が、銀行の責任とリスク引受で貸出に回される金融形態である。例えば、A国からB国に向けて間接金融形態で資本移動が行われる場合についてしてみると、これはA国所在の甲からB国所在の乙への資金移動が、銀行の資金仲介作用によって行われることである。現在のケースは、すべてA国金融主権の支配要素から選択した場合であるので、上述の銀行はA国所在のA国籍銀行であり、この銀行がA国所在の甲から預金として受け入れる貨幣はA国貨幣であり、それがB国所在の乙に貸付けられる。この場合の、預金受け入れと貸付は、A国の銀行制度や金融制度によって定められた方法や様式に従って行われる。さらに規制・監督制度によって、広く銀行の経営・業務全般についてさらに金融市場についても、A国独自の金融規制が行われている。また貸付に利用されるA国貨幣は、A国の中央銀行の通貨調整権限下にあるので、預金・貸付金利はA国政府と中央銀行の景気対策と通貨安定政策によって決定される。A国貨幣が貸借通貨であるので、支払い通貨もA国貨幣である。A国貨幣を甲から支払ってもらいそれを乙へ支払う決済としての資金移動には、A国の決済制度が利用される。

以上の資金移動の流れは、A国からみれば自国通貨建て対外貸付（非居住者貸付）、B国からみれば外貨建て対外借入れ（非居住者借入れ）である。そしてこれは貸借としての資金移動であるので、一定期間後には、これと反対方向の、金利を加えた返済・還流の資金移動を伴わなければならない。

A国貨幣を借入れによって入手した乙が、それをB国金融システムで利用する必要があるときやB国貨幣の入手が必要となる場合には、これをB国所在銀行に売り渡すことになるが、この場合にはB国の外国為替制度の恩恵に服さなければならない。したがって、A国貨幣とB国貨幣の交換比率によっては、乙が損失をこうむる可能性（為替リスク）は乙が負担する。また、乙はA国貨幣で返済しなければならないので、この場合にも為替リスクを覚悟しなければならない。

以上の資金移動の流れとは反対に、B国所在の乙からA国所在の甲へ（すなわちB国からA国に向けて）間接金融形態で資金移動が行われる場合は、A国所在のA国籍銀行が、B国所在の乙から預金として受け入れたA国貨幣を、A国所在の甲へ貸付けることになる。この預金受け入れと貸付の方法と様式をはじめ、その他多くのA国要素システムがこの資金移動に関係することについては、上述したことと同様である。これはA国からみれば自国通貨建て非居住者預金、B国からみれば外貨建て対外預金である。

直接金融は、前述したように、借入れ人が証券を発行し、投資家はその自己責任とリスク負担でそれを購入することによって、投資家から借入れ人へ直接に貸借としての資金移動が行われる金融形態である。A国所在の甲からB国所在の乙へ（すなわちA国からB国に向けて）直接金融形態で資本移動が行われる場合についてみると、これは乙がA国証券市場で証券を発行し、それを甲が購入することである。この証券市場が外債市場と呼ばれる。現在のケースはすべてA国金融主権の支配要素から選択した場合であるので、乙が入手する貨幣はA国貨幣であり、この証券はA国通貨建ての証券ということになる。さらに証券の上場や取引所の運営ルール、店頭公開の方法などについては、A国証券制度が定めているし、証券発行企業のディスクロージャーなどの投資家保護制度についてもA国独自の方法や様式が存在している。また、これら

の業務に携わる専門機関は A 国籍の証券取扱金融機関である。甲から乙への A 国貨幣の支払いには、A 国の決済制度が利用される。

A 国貨幣を入手した乙がそれを B 国金融システムで利用する場合に、これを B 国所在銀行に売り渡すこと、この際の為替リスクは乙の負担となること、また、乙は A 国貨幣で証券の償還をしなければならないので、この場合にも為替リスクを覚悟しなければならないことは、これまでと同様である。

以上と反対の方向に、すなわち B 国所在の乙から A 国所在の甲へ（B 国から A 国に向けて）直接金融形態で資本移動が行われる場合についてみると、これは甲が A 国証券市場で A 国通貨建てで証券を発行し、それを乙が購入することである。A 国の金融要素が利用されることについては、これまでと同様なので繰り返さない。

以上が、大戦以前に伝統的であった機能要素系列の選択方法であるが、新しい方法とは、戦後、1960年頃から盛んになり、現在ますます発展しつつある選択方法である。それは、機能要素系列が、伝統的な方法のように 1 国の金融主権の範囲に留まるのではなく、2 国の金融主権にまたがって選択・構成される方法である。前述した具体例は機能要素系列がすべて A 国要素から選択・構成されたケースであったが、このケースに則していうと、新しい方法とは、機能要素系列の一部あるいは特定部分が B 国の金融主権の金融要素から構成される場合ということになる。

機能要素系列が 2 つの金融主権にまたがって選択・構成されることが可能かどうかについて、まず第 1 に、機能要素系列を要素制度と要素機関に分け、これが 2 つの国にまたがって機能することが可能かどうか、から検討してみよう。

これは例えば、A 国がその金融主権の支配下にある A 国の要素制度を提供し、B 国がその金融主権の支配下にある B 国の要素機関を提供し、これによって機能要素系列が構成される場合である。具体的には、B 国の要素機関が A 国に移動・参入し、A 国の要素制度に従って業務をおこなうことである。

しかし、これが可能なのは限定的なケースである。なぜなら、直接に 1 国の金融主権にかかわる要素部門については、このことは主権統合が成立している場合しか起こり得ないからである。例えば、B 国の中央銀行が A 国に進出し

A国の中央銀行制度に従って執務するとか、B国の規制・監督当局がA国でA国の規制・監督制度に従うなどのケースは、両国の主権が統合された場合以外にはあり得ない。

ところが、民間の要素機関については、十分に可能である。例えば、B国籍の銀行や金融機関が、支店や子会社形態でA国に移動・進出し、A国の銀行制度や規制・監督制度などの要素制度に従って業務をとり行うことは、起こり得るし、現実には生じている。そしてこれが、1960年代以降、盛んになってきた多国籍銀行業である。

機能要素系列を2つの種類でみれば、A国を中心とした決済要素系列の一部要素機関が、進出したB国籍の金融機関によって担われる場合と、A国を中心とした貸借要素系列の一部要素機関が、進出したB国籍の金融機関によって担われる場合の2つがある。

A国に移動・進出したB国籍の銀行や金融機関が、A国の銀行制度や規制・監督制度などの要素制度に従い、その金融主権に服するのは当然のことであるが、他方で、この金融機関は、B国に所在する本店の指揮の下にあり、それに従うことでB国制度やB国金融主権に服する。この場合に、A国に進出したB国籍の金融機関に対するA国金融主権（受け入れ国）とB国金融主権（母国）の監督権限の衝突という問題が発生する。これを調整し有効な監督方法のルールを定める課題が、多国籍銀行業に対する監督権限と範囲の責任分担問題である。¹⁰⁾

なお、以上のケースとは反対に、A国籍の銀行や金融機関が、B国に移動・進出し、B国の銀行制度や規制・監督制度などの要素制度に従って、決済や貸借などの業務をとり行う場合もある。

第2に、要素機関を無視して要素制度について、これが主権をまたがって機能要素系列を構成することが可能かどうか、を検討してみよう。

これは例えば、機能要素系列がA国主権下の要素制度とB国主権下の要素制度で構成されることである。具体的に、A国の支配要素で構成されていた機能要素系列の内、要素制度のある特定部分をB国が要素制度として提供することが可能かどうかについて検討してみよう。

まず一見して明らかなのは、貨幣制度と中央銀行制度については、それが当該国の金融主権の根幹部分であるので、他の国がその制度を実行に移すことは不可能であることである。特定国貨幣の発行と管理はそれを発行している国の通貨主権に属することであるので、他の国の中央銀行が自国で他の国の特定国貨幣を発行することは不可能であるし、その必要もない。例えば、A国貨幣をB国中央銀行が、B国で、B国独自の方法で、発行することは主権侵害になるので起こり得ないし、B国中央銀行はB国貨幣を発行・管理していればそれで十分なのでこの必要性もない。つまり、この両制度については、当該国から引き離すことはできないのである。

しかし、いったん発行された特定国貨幣を使用した金融取引が、他の国で、他の国の独自の様式で（つまり他国の制度を利用して）行われることは可能である。自国の金融主権の行使範囲をこえた所での金融取引については、特定国貨幣の発行国といえども、介入できる権限は持ち合わせていないからである。ただし、国と国との道義的・外交的な関係から、その他国での取引を、特定国貨幣の発行国が黙認するか、あるいは国内で圧力をかけるなどして禁止しないこと、加えてその取引が行われている現地国がそれを許可することが必要である。

例えば、A国貨幣が、現金形態でB国に持ち込まれ、そこでA国貨幣を使用した支払いと貸借に用いられた単純な場合を考えてみよう。持ち込まれたA国貨幣がB国で勝手に個人間の支払いや貸付に使用される非制度的利用の場合もあるが、ここではA国貨幣はB国銀行の外貨預金に当座預金や定期預金などの形で受け入れられ、外貨建て決済や貸付に使用されるものと、より現実に即した状況に設定してみよう。つまり、B国の外貨預金制度や外貨建て貸付制度、外貨金融を実行する銀行制度、さらに外貨準備制度や規制・監督制度などの、B国金融主権下の制度的枠組みで、A国貨幣が利用されるという状況である。

これはA国にとっては、自国主権の及ばない外国で行われた自国通貨建て金融業務であるし、B国にとっては、自国主権の下で行う外貨建て金融業務である。ただし、A国貨幣の発行・量的調節権限（金融政策権限）はA国に

残されており、B国はこれには自国主権は及ばない。この場合、機能要素系列は、A国における貨幣制度と中央銀行制度およびそれを管理するA国の要素機関、そしてB国において外貨建ての支払いと貸借業務を実行し、それを規制・管理するB国の要素制度と要素機関によって構成されていることになる。

ところで、上で設定した直接に現金を持ち込むケースは、持込み残高の把握が困難であるためB国政府の外国為替管理によって少額に制限されていたり、さらに取扱いコストが高くなるので、実際には、限定的なケースである。現実のA国貨幣の存在形態は、A国に所在する銀行に開設された当座預金などの決済勘定で保有されることになる。例えば、A国に所在する甲が、B国に所在する銀行にA国貨幣を預金する場合には、まずB国銀行と預金契約を結び、同時に、A国所在銀行に開設されたB国銀行名義の決済勘定にA国貨幣を振込むことによって、B国所在銀行へのA国貨幣の支払いを済ませるのである。B国銀行が決済勘定を保有しているA国所在銀行に、甲も当座預金を開設している場合には、A国銀行による簡単な口座振替操作によって、支払いは済む。両者の口座開設銀行が異なる場合には、A国の銀行間決済制度を利用した送金手続きが行われる。

B国所在銀行は甲からA国通貨建て預金を受け入れ、甲に対してA国通貨建て負債を負うが、受け取ったA国貨幣は、A国所在銀行にある自行決済勘定に「他行預け金」として即時使用可能な資産形態で存在する。B国銀行は受け入れたA国貨幣を運用しなければならないので、居住者や非居住者に外貨建てで貸付けることになるが、これが行われた場合、A国所在銀行に預けてあるB国銀行保有のA国貨幣は貸付を受けた者の所有物になり、A国の決済制度を利用して、貸付を受けた者の口座への振込み手続きが行われる。

以上のケースでは、機能要素系列は、A国における貨幣制度と中央銀行制度および要素機関だけでなく、A国の決済制度、銀行制度、規制・監督制度および要素機関が加わって、構成されることになる。

B国銀行にある外貨預金（当座預金などの決済勘定）を利用しての外貨建て決済は、より効率的な決済制度が通貨本国のA国にあることと、B国当局

の為替管理上の要請もあって、通常、局部的な範囲でしか行われぬが、民間レベルでの国際金融取引の活発化につれて、増大しつつある。

外貨建て金融取引が発展するのは、定期預金として、B国所在銀行がA国貨幣を受け入れ、それを非居住者や居住者に一定期間貸付ける貸借業務の場合である。上述のケースは、非居住者からA国貨幣を受け入れた場合であるが、居住者からA国貨幣を受け入れ、非居住者や居住者に一定期間貸付ける場合もある。外貨建て金融取引の範囲を最も広くみれば、このように、非居住者間、非居住者と居住者間、そして居住者間で、A国貨幣が貸借されることである。

「ユーロ・マネー」あるいは同じ意味で使われる「ユーロ・カレンシー」とは、通常、「通貨の母国を離れて預けられたいくつかの通貨の総称」と定義されるが、これは外貨建て金融取引（預金）を、通貨発行本国の立場からみて、定義したものである。これは通貨発行本国の立場からみての定義であるので、外貨建て金融取引が現地でどのように制度設立されているかを問わないため、外貨建て金融取引のあらゆる形態を含んだ最も広義の定義となる。この定義によれば上でみたすべての外貨建て金融取引が包括されることになる。¹¹⁾

しかし、外貨建て金融取引は、現実には、取引現地国の規制などの制度設立のあり方によって、さらに市場の発展度によっても、さまざまである。例えば、広く非居住者銀行や居住者銀行も参加して、活発に、余裕資金の放出や必要資金の取入れが行われている外貨建て金融市場もあれば、タックス・ヘイブンといわれるように、税制軽減の恩典だけを目的に外貨が預けられる所もある。

外貨建て金融取引を、取引現地国の立場から、その制度態様に注目して狭義に定義したのが、「オフショア市場」という用語である。これは、外貨建て金融取引のように自国通貨建て金融取引に直接に影響のない金融取引に対して、税制や規制を軽減する特別の制度を準備し、それによって生じる特別便益をこの制度利用者に与えるものである。すべての外貨建て金融取引にこの恩典を与えるところもあれば、非居住者と非居住者との取引に限定して（勘定を特別に隔離して）この恩典を与えるところもある。後者の場合、外貨だけでなく非居住者間の自国通貨建て取引を優遇する所もある。

外貨建て金融市場には、以上の間接金融形態のもの外に、直接金融の方法

もある。これは、例えば、B国の証券市場で、非居住者によってA国通貨建て証券が発行され、それが同じく非居住者によって購入される外貨建て証券市場の方式である。これは、通常、ユーロ・ボンド市場と呼ばれている。本稿は2国モデルであるので、非居住者はA国居住者とならざるを得ないが、実際には発行証券の通貨発行本国への持込み・販売が自由な国と制限されている国がある。ユーロ市場やユーロ・ボンド市場の説明は、2国モデルであることの制約を受ける。¹²⁾

なお、これまで検討してきたのは、B国市場でA国通貨建て金融取引が行われたケースであるが、当然、これとは反対に、A国市場でB国通貨建て金融取引が行われるケースもある。

以上、機能要素系列が二つの金融主権にまたがる二つの新しい方法について、検討してきたが、これらは、国際金融取引を複雑なものに、そしてその規制・管理を困難にする要因となる。

複数の要素制度と要素機関の選択・利用形態には伝統的方法と戦後新しく発生した方法の二つの方式があることが分かったが、これを応用すれば、金融取引の種類と区分が明快なものになる。

第2表は、2国間モデルで特定国A国からみた金融取引を、I取引地国、II取引通貨、III金融機関の国籍、IV取引相手国という4基準で分類したものである。Iの「取引地国」とは、金融取引が行われる国を示すものであるが、単にその場所だけでなく、そこでの取引方法や様式が、その国の金融主権の下で、その国の要素制度に従って行われていることを示す。さらにこの場所で集团的・共同的な取引がおこなわれていること、つまり市場が存在していることも示している。

IIとIIIは、機能要素系列の組合せの新しい方法を示すために導入した基準である。「取引通貨」とは、売買や貸借の支払いに利用される貨幣の発行国を示すものであって、その国の貨幣が利用されることは、その国の中央銀行制度や決済制度などに依存していることを示している。取引地国と取引通貨国が異なる国である場合には、取引地国からみた外貨建て取引がここで行われていることを示している。「金融機関の国籍」は、その金融機関の本店の所在国を示す

第2表 2国モデルにおける金融取引の分類（特定国A国からみたもの）

金融取引		機能要素	I	II	III	IV
			取引 地国	取引 通貨	金融機関の国籍	取引 相手国
1	A国における純粹の国内金融取引		A	A	A	A
2	A国における伝統的対外金融取引		A	A	A	B
3	A国における外貨建て金融取引 (オフショア金融取引)		A	$\frac{B}{B \ A}$	A	$\frac{A \ B}{B}$
4	A国を現地国とする多国籍金融機関取引	A国における伝統的対外金融取引	A	A	B	B
5	B国から受入れ	A国における外貨建て金融取引 (オフショア金融取引)	A	$\frac{B}{B \ A}$	B	$\frac{A \ B}{B}$
6		A国における現地金融取引	A	A	B	A
7	A国を本国とする多国籍金融機関取引	B国における伝統的対外金融取引	B	B	A	A
8	B国に對外進出	B国における外貨建て金融取引 (オフショア金融取引)	B	$\frac{A}{A \ B}$	A	$\frac{A \ B}{A}$
9		B国における現地金融取引	B	B	A	B

ものであるが、この国籍が取引地国と異なる場合には、取引地国に外国籍金融機関が支店や子会社形態で進出していることを示す。

IVの「取引相手国」は、取引地国で行われる金融取引の相手が居住する国を示すものである。取引地国と取引相手国が異なる場合には、国境を越えた取引、すなわちクロス・ボーダー取引が行われたことを示す。これは、前述したように、金融取引が国内取引か国際取引であるかを判定するための最も基本的な金融取引の国際性基準であるが、機能要素系列の組合せの新しい方法が現れた結果、金融取引の新しい国際性基準も必要になる。

以上の4基準を基にA国を中心とした金融取引を整理すると、第2表のように九つの種類の金融取引が区分できる。1の金融取引は4基準ともA国であるので、純粹の国内金融取引である。2の金融取引は、1の金融取引と比べて取引相手が非居住者のB国であることが異なっているが、A国の制度や通貨、そしてA国籍の金融機関など、機能要素系列のすべてがA国金融主権の諸要素から構成されており、機能要素系列の伝統的な組合せであるので、A国における伝統的対外金融取引である。3以降はすべて、機能要素系列の新しい

組合せによって生じた金融取引である。

3の金融取引は、A国でB国通貨建て取引がおこなわれるので外貨建て金融取引である。取引相手が居住者の場合と非居住者の場合がある。日本では居住者相手の外貨建て取引をとくにインパクト・ローンと呼んだりする。外貨建てであれ、自国通貨建てであれ、非居住者相手の取引だけをとくに区別して税制や規制などで優遇するオフショア制度がA国で設立される場合がある。第2表で3の金融取引の行のなかで、点線で区分した下の部分で表したのがそれである。

4以降の金融取引は、多国籍金融機関取引の例である。4, 5, 6は、B国籍の金融機関がA国に進出して、そこでA国の伝統的対外金融取引、外貨建て金融取引、現地金融取引を遂行するケースである。6は、A国の純粹の国内金融取引であるが、これがB国籍の金融機関によって担われるのである。7, 8, 9は、A国籍の金融機関がB国に進出しB国における金融取引を遂行する場合である。

国際金融取引の定義は拡大する。国境をこえて非居住者相手に金融取引がおこなわれるクロス・ボーダー取引だけでなく、外貨建てで金融取引がおこなわれるクロス・カレンシー取引、さらに外国籍の金融機関によって取引がおこなわれる多国籍金融機関取引も、金融取引の国際性基準に加えられなければならない。外貨建て金融取引は使用通貨が国境をこえているし、多国籍金融機関取引も金融機関が国境をこえているからである。したがって国内金融取引は1だけとなり、これ以外の金融取引は、一つあるいはそれ以上、三つの国際性基準のいずれかを満たしているのもので、すべて国際金融取引となる。¹³⁾

この表は、特定国A国からみた金融取引の9種類であるが、2国モデルがあるので、これとそっくり対照的に、B国からみた金融取引の9種類も存在する。A国、B国という2国モデルでは、金融取引の種類は総計18種類になる。この内、国際金融取引の範囲に含まれるのは、16種類である。

ここまで国際金融システムの「複合的性格」を追って、国際金融取引の分類方法まで来てしまったが、稿をもどして、ここで国際金融システムのもう一つの基本的特質である「競争的性格」について検討してみよう。

これまでの展開から、2国モデルでの国際金融取引の種類が16種類になることが明らかになったが、このことは国際金融取引の当事者にとっては、16種類の国際金融取引の選択機会が与えられたということである。しかしながら、機能要素系列のそれぞれの構成部分における選択方法はただ2種類でしかない。機能要素系列はそれぞれ異なった役割や機能を発揮するそれぞれ一つの要素制度や要素機関で構成されているが、そのそれぞれでの選択は、本稿の2国モデルでは、A国の要素制度や要素機関からか、あるいはB国の要素制度や要素機関から選択するという二つの方法しかないからである。

例えば、もう一度、第2表を利用してこのことをみてみると、特定国A国からみた国際金融取引の種類は、2から9までの8種類であった。しかし、「機能要素」という行項目のところをみてみると、この最初の項目である「取引地」、これには要素制度と、取引の集团的機能力を表す市場という異種の2つの要素が含まれているが、この列を縦にみても、そこにはA国あるいはB国の2つの表示しかない。つまり、これらの要素については、A国の制度・市場を選択するか、あるいはB国の制度・市場を選択するかの2つの方法しか存在しない、ということである。さらに、その右の「取引通貨」、これは貨幣制度・決済制度という要素であるが、この列をみてもA国、B国の表示しかないし、最後に「金融機関の国籍」についても同様である。

国際金融取引の当事者は、結局のところ、A国主権が統括しA国独自の様式にある要素制度や要素機関か、あるいはB国主権が統括しB国独自の様式にある要素制度や要素機関のどちらからか、つまり二つの種類の要素制度と要素機関のいずれかから一つを選択しなければならない。この結果、A国とB国のそれぞれ同一種類の要素制度と要素機関は、それぞれお互いに対立的性格を与えられ、競争的關係に置かれるのである。甲と乙の国際金融取引量を不変とすれば、A国の要素制度と要素機関が国際金融機能を遂行すればするほど、これに反比例してB国の要素制度と要素機関は国際金融機能の遂行機会を奪われる。逆の場合は逆の結果になる。

国際金融取引の当事者の欲求や要望、金融サービス需要を満足させる国際金融機能を提供できる要素制度や要素機関が、より多くの国際金融機能を遂行で

きる能力をもつ。この「より多くの国際金融機能を遂行できる能力」のことを、「国際金融権能」と呼ぶことにする。この権能は、国際金融機能を遂行することによって累進的に増大する能力でもある。決済であれ貸借であれ、仲介業務（ネットワーク業務）を基本的な任務とする金融機能の特性から、金融業務の遂行は、これによって生みだされた取引先関係、顧客情報などの金融情報、実際に仲介することで高められる金融技術と技能、経験とノウハウを、金融機関や金融市場に集積・集中させ、これがさらに機能資源になるからである。

以前に国民金融システム・制度の説明の所で、国民金融システムの「4次元の把握」の有用性について論及したが、この次元的方法は、ここでも有用である。これによって要素制度と要素機関の競争関係を重要な要素にしぼって簡略にでき、さらにそれぞれの競争関係の相違、つまりそれぞれの競争様式の特徴を明らかにできるからである。

要素制度と要素機関のそれぞれの競争関係は、金融機関間の競争、金融市場間の競争、金融制度間の競争、金融当局間の競争として、すなわち国際的4次元競争として把握することができる。金融制度間の競争は、機能上の違いから、貨幣・決済制度と金融・規制制度の競争関係に分けることもできる。さらに金融システム以外の要素である、ミクロ・レベルの企業間競争とマクロ・レベルの国民経済間競争を加えれば、6次元の国際的多次元競争ということになる。

企業間競争といっても、その多くは国際的な規模で競争が可能な大企業や多国籍企業による競争である。これらの大企業・多国籍企業の市場分割競争によって発生した財・サービスの国境をこえた売買・移動が、国際決済機能の需要を作り出す。また大企業・多国籍企業の設備投資競争による資金調達や金融収益活動（国際財務活動、いわゆる財テク）が国際貸借機能の需要を作り出すのである。

以上の競争関係は以前に提示した第1図で、すでに表示した。

国際的多次元競争、とりわけ国民金融要素間の国際的4次元競争は、力学法則のように国民金融システムと国際金融システムにはたらき、国際金融システムの運動法則を形成する。

国際的4次元競争とは、要するに、それぞれの要素制度や要素機関が、それ

それぞれの次元で、より多くの国際金融機能を遂行できる能力、すなわち国際金融権能を競い合う競争である。

金融機関間の競争とは、企業組織という個別単位でそれぞれの経営能力を争う競争である。自国であれ他国であれ金融機関にとって有利な市場や制度を利用すれば経営能力を高めることになるが、それらは別次元の競争であってここでは純粋の経営能力だけが争われる。現在のモデルでは、有利な市場や制度を利用する機会はずべての金融機関に開かれている。異なった国籍の金融機関の競争だけでなく、同一国籍の金融機関の競争も国内レベルの競争の延長としてここに加わる。

金融市場間の競争とは、国民市場という地域範囲の単位で集団的な仲介・出会い能力を争う競争である。自国であれ他国であれ有利な貨幣・決済制度を利用すれば、あるいは自国の有利な金融・規制制度に援助されておれば、市場能力の強化に決定的な手段となるが、それらは制度の競争力であって、ここでは金融機関や取引所による集団的・共同的な仲介能力の効率性が争われるのである。

金融制度間の競争とは、国民的枠組みとしての単位で経済的・法律的諸制度の効率能力を争う競争である。このうち、貨幣・決済制度間競争は、国民貨幣の対内・対外価値の安定性や迅速・効率的な決済能力を争う競争である。金融・規制制度間競争は、制度の安全性・健全性を確保する行為規範や規制の効率能力、および制度の効率的な貸借能力を争う競争である。ただし前述したように国民金融制度をこの両制度に分離するのは機能上のものである。¹⁶⁾

金融当局間の競争とは、最高統括者としての単位で、管理・改革・政策能力を争う競争である。この能力が高ければ、国際金融ヘゲモニーや指導力を握ることができる

これらの競争関係は、それぞれ相互に関連しあっており、お互いに影響を及ぼし合う。これは以前にも述べたように、国民金融システム内で金融当局の統括の下、これらの要素が次的に連携しあっているからである。

ある国の企業や国民経済の国際競争力が強ければ、それは第1図でみて上位に位置する金融機関や金融市場・制度などの国民金融要素の国際競争力に反映

する。また個々の金融機関がより多くの国際金融業務を遂行できれば、これが所在する国の金融市場の仲介能力を高める。さらにこの国の市場能力の拡大は、それを制御している制度の国際権能力や影響力を高める。最後にこれらの国民金融要素の国際権能力の増大は、それを管理している金融当局の国際金融ヘゲモニーを増すことになる。

当然、以上とは逆の方向の連関性もある。金融当局が有効な管理能力をもち、貨幣制度や金融政策、さらに規制・制度政策を効率的に管理・調整できれば、この支配下で機能している金融市場や金融機関の国際競争力は増す。金融市場の仲介力の増大は、ここを舞台に活躍している個々の金融機関の経営力を増進させる。最後に国際権能力を拡大させた国民金融要素は、企業と国民経済の国際競争力に寄与するのである。

このような要素連関が金融当局にとって最も望ましいものであることは言うまでもない。この要素連関の追求が、後に言及する国際金融権能利益の追求とともに、金融当局の永続的な政策課題であり、また政策目標であるのである。

しかし、他方では、これらの競争関係はそれぞれ相対的に独立した諸関係としてはたらく。これはそれぞれ別次元にある要素制度や要素機関がそれぞれ独自の要因によって形成された国際競争力をもつためである。例えば、企業や国民経済が強力な国際競争力をもっている国民金融要素が後進的である場合もあるし、この逆に、国民経済力の弱さを国民金融要素の強さがカバーするなどの金融立国の例もある。また金融機関が自国の不利な金融市場を抜け出して他国の先進的な金融市場に進出し、そこを拠点に強い国際競争力を保持する場合もある。さらに自国の貨幣・決済制度が弱くても、国際権能力の強い貨幣・決済制度を利用して外貨建て市場が発展するという場合もある。金融当局の国際金融ヘゲモニーも、実際には国民金融要素だけでなく政治的・外交的・軍事的ヘゲモニーなどの他の要因によっても支えられる。

これらの国際的多次元競争において、要素制度や要素機関はただ単に競争させられるという消極的な存在ではなく、国際金融権能利益を求めて激しく競争する積極的な存在である。国際金融権能利益とは、要素制度や要素機関が国際金融権能をもつことによって付与され、それらの国籍国に帰属せしめられる特

権、便宜、便益などの様々な利益の総称である。国際金融権能利益は、要素制度や要素機関の機能特性に応じて発生形態が異なる。¹⁵⁾

金融機関にとっては、金融収益や収益機会の増大と安定である。外国市場・制度を利用する場合であれ、外国の貨幣・決済制度を利用する場合であれ、それで獲得した収益は、この金融機関の国籍国（親会社や本店）が処分権をもつ収益である。

金融市場にとっては、ここを舞台に営業する金融機関の経済活動によって、およびこの活動が他の産業部門に波及することによって生じる国民所得、雇用、税収の増大である。この金融機関が外国籍の金融機関であっても構わないし、外国の貨幣・決済制度を利用する場合、すなわち外貨建て市場であっても構わない。国籍を問わず多くの金融機関が参入し、外貨建てであれこの市場でより多くの仲介業務が行われれば、市場の国籍国の利益が増大する。

国民金融制度が国際金融権能をもっているということは、平たく言えば、この制度の国籍国にとっては、自国制度で国際取引をすませることができる、ということである。このことは次のようにこの国籍国に便宜や利益をもたらす。

第1に、自国の制度を利用するのであるから、この国籍国は、他国の制約を受けずに自主的に、自分の権限で、自分の政策力量で、国際的な決済や貸借を行えるということである。自国の貨幣・決済制度が国際金融権能をもっている国にとっては、自国貨幣・決済制度で対外決済が可能になる。これによりたとえ経常収支赤字を出したときでも、輸入制限をしないで自国貨幣で支払って、つまり自国通貨建ての短期負債を創出することによって、対外収支調整をすることができる。自国の金融・規制制度が国際金融権能をもっている国にとっては、対外的な資金調達と運用を自国で自主的にその政策権限でおこなうことができる。例えば、金利を引き上げて資本流入を促したり、逆に金利を引き下げて資本流出を促進したりできる対外収支調整権限をもつ。なお、外貨建て市場の権能利益は、ここで利用される貨幣・決済制度の国籍国（通貨発行本国）の権能利益とこの市場・制度の存在する国籍国の権能利益によって構成される。

第2に、このことによって他国の制度を利用する際の様々なコストやリスクを免れることである。例えば、自国の貨幣・決済制度を利用すれば為替リスク

を免れるし、自国の金融・規制制度を利用すれば、熟知していない他国の金融・規制制度を利用する際のコストやリスクを回避することができる。さらに自国制度の利用は自国金融主権によって保護されているという利益もある。

第3に、自国方式が国際権能力をもつのであるから、この国を根拠地に活動し、この方式に習熟し、すでに多くの経営資源を蓄積している自国籍の金融機関や自国金融市場にとっては様々な特典や便宜が与えられる。この有利性がこれらの国際競争力を増大させる。自国通貨建て市場・制度の場合にこの権能利益はいっそう大きくなる。

第4に、制度の管理者・運営者である金融当局の国際金融ヘゲモニーを増大させることである。

金融当局の国際権能利益とは、国際金融ヘゲモニーをもつこと、つまり各国の政策や制度運営に対して影響力や主導権をもつことによって生じる利益である。これによって、他国の政策を自国に有利な方向に動かすことができたり、自国方式を国際標準として採用させることもできる。これは自国の金融市場や自国籍の金融機関の国際競争力に貢献する。¹⁶⁾

国際金融権能は利益をもたらすだけではない。要素制度や要素機関の国籍国は、この権能を所有しているために、そしてそれを維持するために、さらにそれを改良するために、それ相応のコストや不利益を負担しなければならない。これを国際金融権能費用と呼ぶことにしよう。

金融機関にとっての費用とは、各国の市場や制度（現在のモデルでは2国であるが）を舞台とした国際競争の激化から金融収益が不安定になったり、国際業務にともなう新しいリスク（為替リスクやカントリー・リスクなど）とリスク管理費が金融機関の収益を圧迫したり、さらに絶えず業務改革や金融イノベーション競争を強いられることにともなう開発費が増大することである。

金融市場の所在する国籍国にとっての費用は、国際的な規模での金融機関の参入および国際的な資金流入出入の規模の増大と変動のもたらすマイナス影響が主要なものとなる。前者は、国際的な過当競争によって金融機関の撤退や倒産をひきおこし雇用や税収に悪影響を与える。さらに、後者は、市場取引の突然の拡大と縮小をひきおこしたり、短期主義的な利益獲得行動を広めたりして、

市場の不安定性・投機性を強める。さらに、国際競争に打ち勝つための市場のインフラ整備の改革費用や、オフショア市場などのように税金や規制軽減などで非居住者に恩典を与える対外優遇費などの費用もかかる。

国際金融権能をもった国民金融制度の国籍国が負担せざるをえない費用の第1は、国民経済の成長・安定・発展のために行使される対内向けの政策や制度運営の、自主性・裁量性が制約をうけることである。この結果、もし有効なコントロール能力を失ってしまった場合には国民経済全般にたいして広い規模の損失・被害を与えてしまう。例えば、金融政策が有効に機能しなくなりマクロ経済調整能力を失ってしまったため、国民経済の全般的不安定性が拡大したり、あるいは対外向けの規制緩和を急ぎすぎ必要な金融の健全性・安全性の方策をおろそかにしてしまったため、国民金融全般にリスクが拡大するなどである。第2は、国際的な制度競争に打ち勝つため絶えず制度の見直しと改革が求められ、これにともなう費用がかかることである。

金融当局の費用は、ヘゲモニー維持費の発生、および、前述した国際均衡と国内均衡を調整するため政策や制度運営が複雑で困難になることである。もともと国際金融権能とこれによるヘゲモニーが強ければ、この費用の一部分や多

第3表 国際金融権能利益と費用

要素制度・要素機関	国際金融権能利益	国際金融権能費用
金融当局	国際金融ヘゲモニー利益 金融市場・金融機関の国際競争力の増大	ヘゲモニー維持費の発生 規制・制度政策、金融・為替政策の複雑性・困難性の増大
貨幣・決済制度	対外決済の自主的権限の獲得・増大 為替リスクの負担なし 金融市場・金融機関の国際競争力の増大	対内金融・為替政策の自主性の減退・喪失 制度改革費の発生
金融・規制制度	対外資金調達・運用の自主的権限の獲得・増大 外国制度利用のリスク負担なし 金融市場・金融機関の国際競争力の増大	対内規制・制度政策の自主性の減退・喪失 制度改革費の発生
金融市場	国民所得、雇用、税収の増加	市場の不安定性・投機性の増大 市場改革費・対外優遇費の発生
金融機関	金融収益・収益機会の増大	金融収益の不安定性 新たなリスクやリスク管理費の発生 業務改革・開発費の発生

くの部分を他国に転嫁することも可能である。

なお、以上の検討結果を一覧表にしたものが、第3表である。

V おわりに

本稿では、抽象的グローバル・2国モデルで、国際金融システムの特徴を検討してきた。グローバル・2国モデルとは、国民金融システムの機能を抽象化させた2国を用いて、2国間の経済や金融の相互取引さらに金融機関の相互参入を完全に自由に設定した、参入統合の高度に発展したモデルである。この結果、複合的性格と競争的性格という二大特質が明らかになった。複合的性格とは、要するに国際金融システムを制御する統一権力・制度が存在しないことに帰着するが、国際金融システムが国民金融利益を代表する複数の絶対的権力によって構成されていること、さらにそれが異なった複数の国民金融制度によって運営されざるをえないこと、である。競争的性格とは、このような複合的性格のため国民金融システム間にそれぞれの次元で国際金融権能利益をめぐって国際競争が発生することである。もちろんこれはグローバル化の高度に進んだシステムでの結論である。

しかし、このモデルは、グローバル化が進展すればするほど、それだけ国際金融システムの複合性と競争性が強まるということも示している。すなわち、グローバル化によって複合性が自然的・自動的に消滅するのではなく、グローバル化とともに複合性が際だってくるのである。なぜならそれは国民金融要素の国際競争力に直結しているからであって、この結果、国民金融要素間の国際競争は激化する。たとえ、国際的標準化や国際的な地域統合が発生しても、それは国際競争の激化によって引き起こされた競争調整や一種の地域合同・合併運動という一つの現象にすぎない。

さらに、このモデルは、国際金融機能を遂行することによって国民金融システムが国際金融権能利益を獲得できることも明らかにした。このことは、国民金融システムによる国際金融システムへの参入がこの国際権能利益を求めてのことであることを示しているのであって、グローバル化はこのような国民金融

システムの参入行動・参入競争によってもたらされたのである。

しかし、本稿では国際金融権能利益の競争関係を明らかにしただけであって、どの国の国民金融要素がどれほど権能利益を獲得しているのかについて、つまり、どれほどの国際金融権能を所有しているのかについては問わなかった。しかも、この国際権能は利益だけでなく、費用負担も伴うのである。このため現実には、金融当局が、この利益と費用および国民金融システムと国民経済の国際競争力を考慮して、国際金融システムへの参入度合と参入政策を決定する。参入の進んでいる国が遅れている国に参入を強要する場合もある。これらの複雑な政治力学によって現実の国際金融システムは形成されている。

このように、本稿の結論も、本稿が抽象的グローバル・モデルであることによる制約を受ける。国民金融システムが、どのように、どれだけ、どの程度、この国際金融システムに参入しているのかという問題は度外視されていたからである。具体的に国際金融システムが、どのような国民金融システムによって、どのように形成されているのかという問題は、より具体的な段階での今後の課題である。

注)

- 1) 金融のグローバリゼーションと国際金融統合についての研究文献は多数あるもので、枚数制限上代表的なものにしばった。国際金融統合についての研究文献は後の稿で紹介する。金融研究会（日本銀行金融研究所）[1987] [1988]、藤本・国枝・上原 [1995]、伊豆久 [1995]、経済企画庁総合計画局編 [1990]、中谷巖 [1987]、大蔵省内国際金融取引研究会編 [1988]、尾上修悟編著 [1993]、杉本昭七編著 [1993]、鶴見誠良編 [1988a] [1988b]、Walter I. [1988]（邦訳 [1989]）などを挙げておく。自然的・自動的一体化論のように思えるものは、例えば、鶴見誠良編 [1988a] である。これは、グローバルな銀行支店網の形成は、拠点相互をむすぶ情報・通信システムの発展を要請し、また24時間取引のようなグローバル・トレーディングが展開され、結果として各国の金融制度の同質化の動き、さらに各国の政策の相互連携が強化されるという。論述のなかには国家主権がグローバル化の障害であるという意見もある。ここには、グローバル化が自動的に進行する自然法則であり国家はその妨害者であるという認識があり、国家間競争がグローバル化を生み出したという本稿の立場とは異なるものである。同様に、中谷巖 [1987] は、経済における「グローバリズム」の論理と政治における「ナショナリズム」の論理が互

いに矛盾し、前者は国際標準化への動きを強めるが、この障害になるのが後者であるというように把握する。著者のいう、ボーダレス化によって制度間国際競争が始まっているという認識は評価できるものであるが、ボーダレス化はなんらかの国家利益のために国家によって、つまり「ナショナリズム」によって推進されているのである。筆者と同様の問題意識で、国民金融システムを基本に金融グローバル問題にアプローチしようとしているのが、Kapstein E. B. [1994] である。

- 2) 「システム」という言葉は外来語であるが、現在では日常用語としてだけでなく、学術用語としても定着した感がある。確かに、総体的な作用様式を一般的に表現するには便利な用語であり、日本語にはないイメージを表すことができる。例えば、参考までに英語の辞書『研究社大辞典(第5版)』を見てみると、system とは、「(複雑な要素から構成されながら一つの統一体を作っている)組織、系、組立、系統、網(network)、体系」と説明されている。本稿では、この文脈で「システム」を使用することにする。

しかし、「システム」の英語の元来の意味には、その外に、「制度」の意味も含まれている。先の辞書には、その他の意味として、「(社会、経済、政治などの組織的な)制度、機構」と説明されている。「システム」をこの後者の「制度的」な意味で使用しているのは、R.クーパーである。クーパーは、エッセイ集である著書において、次のように述べている。「国家間の貨幣的金融的諸関係を支配するルールや慣習の集まりを、私はレジーム(体制)と定義する。システム(制度)とか秩序という用語もしばしば同じ文脈で用いられるが、レジーム(体制)のほうが望ましい理由は、秩序もなくシステマティックでもないのもレジーム(体制)という言葉なら包括できるからである。」(Cooper R. N. [1987] p. 2. 邦訳[1988] 2頁)。

なお、邦訳書では、「レジーム」に「制度」という訳語をあて、「システム」は「体制」と訳しており、上の訳文とは反対となっているが、これはやはり上の筆者の訳文が適切であろう。クーパーの意図としては、「システム」という用語に、より制度化された整然とした秩序の意味あいを求め、不安定要素の強い国際金融的諸関係を表すためにそれと区別して、「レジーム」を使用しているからである。

国際金融秩序を制度的安定度の薄い秩序としてみようという点では、クーパーの意図は筆者の問題意識とも似通うところである。しかし、本稿では、本文で述べたように、「システム」を、制度的諸関係も含めたより広義の意味で使用することにする。このように、システムをより包括性の高い概念として取り扱うことによって、その類型的把握が可能になるからである。

- 3) これは居住性原理にもとづいて非居住者との取引を国際取引とみる外国為替管理上の国際性基準である。居住者と非居住者の区分は、それぞれの国の外国為替管理法によって定められているが、居所や国籍によるだけでなく経済活動の拠点の所在地によって決められる。わが国では、居住者とは、個人は国籍を問わず日本に住所を有するもの。法人の場合、日本に主たる事務所をもつものであり、非居住者法人

の本邦での支店、出張所も居住者である。

- 4) 「次元」という用語は、現在では日常化して物事を考える立場や基準のような意味でも使用されているが、もとは一般的な空間の広がり度合を表す数学・物理学の用語であって、直線が1次元、平面が2次元、立体が3次元であることは常識である。これは、空間を構成している異質の要素の存在形態を「次元」で表現しているのである。空間の次元的把握というこの方法をここで借用したのには特別の意味はない。国民金融システムを構成する異質の主要要素を次元で表現し、それらの相互関係や相互作用を明瞭、簡潔、一覽的に理解できるようにするために便利だからである。1次元の内容が専門用語と異なっているし、厳密な類似性という点でも問題はあがあるが、あえて使用に踏み切ったのも、この利便性による。
- 5) 本稿は、すでに多くの優れた研究業績が蓄積されている「不換通貨ドルの流通根拠論争」や「国際通貨論争」に加わる意図はない。本稿では、実際に機能している現実の国際金融システムの作用様式に興味・関心があり、「金融の国際公共性」という制度的メカニズムを追求することに研究の目的を置いているからである。このためには現実の作用実態から出発するだけでよい。

なお、本稿では、「国民貨幣」という用語を貨幣そのものの純粋機能の意味で使用し、「国民通貨」という用語は、国民金融制度や国民経済的機能によって支えられている貨幣機能を表すものとして取り扱う。
- 6) 拙稿、紀国正典 [1989] は、銀行ディスクロージャーの後進性について検討したものである。
- 7) 金融自由化が新しい型の不況を生み出したとの指摘は、宮崎義一 [1992]。
- 8) 拙稿、紀国正典 [1988] は、フリーセン (Friesen C.M. [1986] International Bank Supervision) の国際比較調査結果を利用して、主要な国際金融センターが所在する10ヶ国の金融制度・規制システムの比較研究をおこなったものである。OECDが23ヶ国の金融制度・規制システムについて非常に詳細に比較調査をしたものが、Pecchioli R.M. [1987] である。さらに、先進7ヶ国とユーロ市場の金融制度について研究したものに、三木谷良一・太陽神戸三井総合研究所編 [1991] がある。これらの研究・調査成果に目を通してみると、各国の制度的多様性には驚かされる。
- 9) 世界経済を「複合体」として把握しようとする先駆的な業績は、本山美彦 [1976] である。ただし、氏の場合、異なるウクライド (生産様式) の「複合体」であって、国際金融システムを研究対象とする本稿での「複合体」理解とは、当然のことながら異なっている。
- 10) 拙稿、紀国正典 [1992] [1993] は、多国籍銀行業の本国と受け入れ国の監督権限と責任分担問題を検討したものである。
- 11) この定義は、『新訂国際金融辞典』銀行研修社、平成5年、508頁によった。本邦では多くがこのような定義であるが、外国でも同様の定義がなされている。例え

ば、ユーロ・カレンシーについて、「預金を保有する銀行が、銀行の所在する国の通貨以外の通貨建てで保有する預金」（筆者訳）、American Bankers Association, *Banking Terminology*, 3rd ed., 1991 P. 137, とか、同様に「通貨本国の外部に所在する勘定で保有されている資金」（筆者訳）、IFR Publishing, *The IFR Glossary*, 2nd ed., 1990, P. 93, などである。ユーロ・カレンシー市場についての詳細で明快な研究は、Dufey G. and Giddy I. H. [1978]（邦訳 [1983]）がある。

12) ユーロ・ボンドについては、「ユーロ・マネーを目標に起債される公社債市場」と定義されている（『新訂国際金融辞典』, 511頁）。外国では、例えば、「Eurobond: 証券が販売される国の通貨とは異なった通貨建てで発行される公社債」American Bankers Association, *Banking Terminology*, 3rd ed., 1991 P. 137, である。ただ、これらの辞書や筆者の本文での定義は一般的な広い定義であって、厳密には、ロンドンやルクセンブルクに上場されることや（ドイツ・マルク建ては国内証券取引所）、国際シンジケート団によって広く国外で販売されることなどの要件が加わる。これらのより詳しい分析は Benzie R. [1992], この p. 16 に国内債、外債、ユーロ債の主要な相違の一覧表がある。

13) 国際金融取引あるいは国際銀行業の定義は、多数の基準がからまり高度に複雑なものであって、第2表で厳密に分類できた訳ではない。例えば、伝統的対外業務とユーロ・カレンシー業務の区分を、貸付金利にプライム・ベースが適用されたのか、LIBOR などのユーロ市場金利が適用されたかで、さらに細かく分類する見解もある。これらについて詳しく検討した文献は、Pecchioli R. M. [1983] の Annex 1, “International Banking: Methodology and Statistics”。

国際金融取引についての BIS（国際決済銀行）定義は、クロス・ボーダー取引とクロス・カレンシー取引である。現地金融取引は純粹の国内取引になるのでこれをとくに統計上分類するメリットは少ないと思われるが、理論上、あるいは銀行監督上は区分する意義はある。BIS 国際金融統計は、取引地基準、取引通貨基準、金融機関の国籍基準および連結基準で集計しており、現地金融取引は金融機関の国籍基準と連結基準の集計に混入されている。BIS 統計の詳しい検討は、拙稿、紀国正典 [1993]。

14) 1970年代後半から、OECD 諸国は競争的効率性強化を目的とする金融制度・システムの大変革を経験した。この原因が国民金融制度・システム間の国際競争の激化であった。この制度改革と公的当局の政策対応について、OECD 加盟24ヶ国を包括的・詳細に調査したすぐれた研究が、Broker G. [1989] である。これは次のように語る。「国際金融市場間の競争の激化とともに、国民金融市場と金融機関の国際競争力の強化が、ますます多くの国における主要な金融政策目標になってきた。この発展こそが OECD 国に国民金融システムの機能の改良政策を取らせる刺激を与え、金融の自由化と規制緩和を加速的に拡大させたのである。（P.68）」そして

この競争の最初は1960年代からであるという。

金融制度間国際競争とこの調整が、国際金融システムの重要関心事になってきたことについて、次の研究が興味深い発言をしている。当時ニューヨーク連銀理事長だった Corrigan E. G. [1987] は、国際金融統合の進展が提起する四つの課題を提起したが、そのうち最も重要なものが、法制度、規制哲学、慣行、伝統、ディスクロージャー、連結政策、租税政策、会計標準、などの各国の格差の改善についてである。また Bingham TR G. (BIS) [1991], Walter I. [1992] の指摘も重要である。それによれば、国際統合化の最大の障害は、英米系諸国と日本・大陸系諸国の金融文化・企業文化の相違であるという。英米系は情報オープン・システムであり、日本・大陸系は情報独占システムであるからである。合衆国や日本の制度改革については、Brady N. F. [1990], McNees D. E. [1990], 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1993], 大蔵省内国際金融取引研究会編 [1988] がある。

- 15) 国際金融権能利益と費用について、本稿では一般的・抽象的な課題提起をおこなっただけである。具体的・実証的な研究はさらに研究段階が進行してからの課題である。なお、国際決済権能の利益と費用について研究した先駆的労作に、有馬敏則 [1979] [1980] [1984] がある。ドル体制やドル本位制については多くの研究があるが、代表的には、深町郁彌 [1981], 深町郁彌編 [1993], 奥田宏二 [1988] がある。これ以外に Bryant R. C. [1987] (邦訳 [1988]) や、本稿では引用を省略したが国際金融センターの分析やユーロ市場の利益とコストについて分析した多くの文献がある。
- 16) アメリカが国際金融ヘゲモニーを利用して自国に都合のよい政策を採用していることについての分析は、坂井昭夫 [1991], 松村文武 [1993], 中尾茂夫 [1993] である。国際金融ヘゲモニーを「構造的権力」と把握するのは、本山美彦 [1989], Strange S. [1994] である。なお筆者が使用している「国際金融権能」は、競争の対抗者がいないとき、つまり独占的権能になったときに権力に転化するものと、筆者はとらえている。帝国主義時代の、いわば古典的な国際金融権能競争について検討したものが、拙稿、紀国正典 [1985], Einzig P. [1931], Madden J., Nadler M. [1935] である。

[参考文献]

- 有馬敏則 [1979] 『国際通貨発行特権と国際通貨制度』滋賀大学経済学部研究叢書 第5号。
 —— [1980] 『国際金融政策と国際通貨制度改革』昭和54年度文部省科学研究費補助金奨励研究（A）研究報告書。
 —— [1984] 『国際通貨発行特権の史的研究』日本学術振興会。
 Benzie R. [1992] *The Development of the International Bond Market*, BIS Economic Papers No. 32.

- Brady N. F. [1990] "Global Competition: A Catalyst for Restructuring U. S. Financial Services", *Issues in Bank Regulation*, Vol. 14, No. 1, Summer.
- Bingham TR G. (BIS) [1991] "The Changing Face of the Global Financial Market", *The Journal of International Securities Markets*, Autumn.
- BIS [1986] *Recent Innovations in International Banking*, April.
- Broker G. [1989] *Competition in Banking*, OECD, Paris.
- Bryant R. C. [1987] *International Financial Intermediation*, Brooking Institution, (邦訳, 高橋俊治・首藤恵 [1988]『金融の国際化と国際銀行業』東洋経済新報社).
- Cooper R. N. [1987] *The International Monetary System*, (邦訳, 武藤恭彦 [1988]『国際金融システム—過去・現在・未来』HBJ 出版局)
- Corrigan E. G. [1987] "Coping with Globally Integrated Financial Markets". *FRBNY Quarterly Review*, Winter.
- Dufey G. and Giddy I. H. [1978] *The International Money Market*, Prentice-Hall, (邦訳, 志村嘉一・佐々木隆雄・小林襄治 [1983]『国際金融市場』東京大学出版会).
- Einzig P. [1931] *The Fight for Financial Supremacy*, (邦訳, 山本栄治 [1931]『国際金融争覇戦』千倉書房).
- 深町郁彌 [1981]『現代資本主義と国際通貨』岩波書店.
- 深町郁彌編 [1993]『ドル本位制の研究』日本経済評論社.
- 藤本幸一・国枝康雄・上原雄一 [1995]「金融資本市場のグローバル化の現状と展望」『東銀経済四季報』1995年夏.
- 外国為替審議会国際金融における諸問題に関する専門部会 [1992]「世界の金融市場の相互連関と取引の円滑化のための諸方策」『国際金融』7/1.
- 池上惇 [1984]『管理経済論』有斐閣.
- [1990]『財政学—現代財政システムの総合的解明』岩波書店.
- I M F [1991] *Determinant and Systemic Consequences of International Capital Flows*, IMF Occasional Paper No. 77, March.
- 伊豆久 [1995]「金融グローバル化の政治経済学」『証券経済』第191号, 日本証券経済研究所.
- Kapstein E. B. [1994] *Governing the Global Economy - International Finance and the States*, Harvard Univ. Press.
- 経済企画庁総合計画局編 [1990]『グローバル化する金融システム』大蔵省印刷局.
- Kim S. H. and Miller S. W. [1983] *Competitive Structure of the International Banking Industry*.
- 紀国正典 [1985]「金融的従属論—ヴェ.イ.レーニンの概念の検討」高知大学経済学会『高知論叢』第23・24合併号.

- [1988] 「国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム—C. M. フリーゼンの国際比較調査の検討」高知大学経済学会『高知論叢』第32号.
- [1989] 「銀行ディスクロージャーと金融の国際化」高知大学経済学会『高知論叢』第35号.
- [1992] 「多国籍銀行の監督に関するバーゼル・コンコルダートの変遷と意義」高知大学経済学会『高知論叢』第45号.
- [1993] 「多国籍銀行業の監督についての国際基準ミニマム」高知大学経済学会『高知論叢』第46号.
- [1993] 「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー—— BIS統計の検討——」高知大学経済学会『高知論叢』第48号.
- 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1987] 「金融のグローバル化と制度的対応」『金融研究』第6巻4号，日本銀行金融研究所.
- 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1988] 「金融のグローバル化と国際通貨制度」『金融研究』第8巻1号，日本銀行金融研究所.
- 金融研究会（日本銀行金融研究所）[1993] 「金融関連の会計・税制を巡る制度的諸問題」『金融研究』第12巻3号，日本銀行金融研究所.
- Llewellyn D. T. [1980] *International Financial Integration*, MacMillan.
- Lamfalussy A. (BIS) [1987] “Worldwide Competition in Financial Markets: Issues for Banking Supervisors”, *Issues in Bank Regulation*, Vol. 10 No. 3, Winter.
- Madden J., Nadler M. [1935] *The International Money Markets*, (邦訳，東京銀行集会所 [1935] 『国際金融市場論』東京銀行集会所).
- McNees D. E. [1990] “Global Financial Market Structure: Implications of Regulations for Competitiveness”, *Issues in Bank Regulation*, Vol. 14, No. 2, Fall.
- 三木谷良一・太陽神戸三井総合研究所編 [1991] 『世界の金融自由化——先進7ヶ国・ユーロ市場の比較』東洋経済新報社.
- 宮崎義一 [1992] 『複合不況』中公新書.
- 松村文武 [1993] 『体制支持金融の世界』青木書店.
- 本山美彦 [1976] 『世界経済論』同文館.
- 本山美彦 [1989] 『国際通貨体制と構造的権力』三嶺書房.
- 中尾茂夫 [1993] 『ドル帝国の世紀末』日本経済新聞社.
- 中谷巖 [1987] 『ボーダレス・エコノミー』日本経済新聞社.
- 奥田宏二 [1988] 『多国籍銀行とユーロカレンシー市場』同文館.
- 大蔵省内国際金融取引研究会編（外国為替等審議会専門部会報告書）[1988] 『変貌する国際金融—グローバル化下のリスク管理と環境整備—』外国為替貿易研究会.

- 尾上修悟編著 [1993] 『国際金融論』 ミネルヴァ書房.
- Pecchioli R. M. [1983] *The Internationalization of Banking*, OECD Paris.
—— [1987] *Prudential Supervision in Banking*, OECD Paris.
- 坂井昭夫 [1991] 『日米経済摩擦と政策協調』 有斐閣.
- 杉本昭七編著 [1993] 『現代世界経済の転換と融合』 同文館出版.
- Strange S. [1994] *States and Markets* 2nd ed., Printer Publisher.
- 鶴見誠良編 [1988a] 『金融のグローバリゼーションⅠ』 法政大学出版局.
- 鶴見誠良・林直嗣編 [1988b] 『金融のグローバリゼーションⅡ』 法政大学出版局.
- Walter I. [1988] *Global Competition in Financial Services*, Ballinger Publication, (邦訳, 木村雄偉・平木多賀人 [1989] 『グローバル金融サービス』 東洋経済新報社).
- [1992] “The Battle of the Systems: Control of Enterprises and the Global Economy” *The Journal of International Securities Markets*, Volume 6, Winter.